

2018.03.08：平成30年2月定例会 議案質疑

国保へ県補助金復活を、保険料を値上げするな

【わしの恵子議員】

第六款健康福祉費第一項健康福祉総務費のうち、第四目国民健康保険指導費についてお伺いいたします。

本年四月から国保運営が大きく変わります。愛知県がそれぞれの市町村に提示した事業費納付金と参考とする標準保険料を受け、多くの市町村が市町村国保運営協議会に諮問し、答申を経て、二月議会に関連する予算案や条例案を提出しています。

そこで、数点に及び質問いたします。

第一に、県は、昨年十一月に行った平成三十年度国の施策・取組に対する愛知県からの要請において、市町村国保は被保険者の年齢構成が高いため、医療費水準が高く、また、所得水準が低いため、保険料負担率が高いといった構造的な問題を指摘しています。また、その中のデータでは、愛知県の市町村国保は、六十五歳から七十四歳までの被保険者の割合が三九・五％と年齢構成が高く、一人当たり医療給付費が被用者保険の約二倍になっており、また、年間所得が二百万円未満の割合が六八・四％と、所得水準が低いことが示されております。

こうした問題に対し、日本共産党愛知県議団は昨年十二月、市町村国保の保険料を引き下げるため、愛知県みずからも県単補助金を復活するよう要望しましたが、この要望は平成三十年度予算案にどのように反映されていますか。また、国に対しても財政支援の拡充を強く求めるべきと考えますが、どう対応されるか伺います。

第二に、全国知事会は、制度改正前の平成二十七年一月に、持続可能な国民健康保険制度構築に向けた緊急要請で、子育て支援の観点からの子供に係る保険料、均等割の軽減等、国保基盤強化協議会で都道府県が提案した方策の実施に向けて、真摯に検討することを求めました。

国民健康保険では子供にも均等割保険料が賦課されますが、被用者保険の場合は、扶養する子供の人数がふえても保険料は変わりません。少子化、人口減少対策は、待ったなしの緊急に求められる問題です。知事会も国に検討を求める子供に係る保険料、均等割の軽減について、愛知県では検討されたのでしょうか、お答えください。

第三に、愛知県の国保運営方針では、決算補填等を目的とした法定外の一般会計繰り入れの解消、削減に向けた取り組みを計画的に進めていくとの記述があります。そして、赤字解消計画の策定に当たっては、一般会計繰入金、法定外のうち、決算補填等目的の額で、保険者の政策によるものについては、赤字市町村の政策的判断等の背景や実情等を踏まえ、計画的な解消、削減ができるよう、県と市町村が個別に協議するとしておりますが、解消する時期は明示していません。

ところが、ある市では、激変緩和措置の期間を勘案して、五年後に県から提示された標準保険料

率にするという案を国保運営協議会に示し、市民の感情を全く考慮せずに、一人当たりの保険料を五年間で四七%も引き上げる資料を提示しています。

市町村では、一般会計からの法定外繰り入れ廃止を求める財政当局の圧力に拍車がかかる自治体も見受けられます。

また、厚労省は本年一月二十九日、国保の赤字削減・解消計画の策定等に関する通知を出し、計画期間は原則六年以内とし、策定した計画に基づき、保険料率の適正な設定や医療費適正化、収納率の向上などの取り組みを進めるよう迫っています。

そこで質問ですが、愛知県の国保運営方針では、原則は赤字の計画的、段階的な解消に努めるものとするとしておりますが、被保険者の保険料、税負担が短期間で著しく増加しないよう配慮し、関係者の納得と理解が得られる範囲で、現実的な赤字の解消、削減を進めていくものとしています。

県は、赤字市町村と赤字削減、解消の取り組みについてどのように協議していくのかお答えください。

「財源は国の責任」と言い逃れ、保険料激増させない時間軸を置く

【健康福祉部長（長谷川洋）】

国民健康保険に関するお尋ねのうち、まず、県単独補助金についてお答えをいたします。

本県では、かつて福祉医療の実施に伴い発生する医療費の波及増を対象に、国民健康保険事業費補助金を保険者である市町村に交付してまいりましたが、平成二十五年度における補助額は、被保険者一人当たりでは二十四円、市町村ごとでは、四十一の市町村が五十万円以下の少額となり、補助効果が薄れたことから、補助金の申請等に係る事務負担なども考慮して、平成二十五年度限りで廃止したところであります。

なお、県は平成三十年代以降も、低所得者の保険料の軽減分や市町村の医療給付費等の九%相当を県の一般財源で負担することとしており、平成三十年代当初予算案ベースで申し上げますと、約五百五十五億円、被保険者一人当たりでは約三万五千元と、平成二十五年度の約三万千元と比較して約四千元増額をしております。

また、国に対する財政支援拡充の働きかけについてであります。

被保険者の医療費水準が高く、また所得水準が低いという市町村国保の構造的な問題に対しては、今回の制度改革に伴い、三千四百億円の公費の拡充が図られますが、今後も医療費の増加が見込まれる中で、持続可能な制度とし、被用者保険との格差を縮小していくためには、さらなる財政支援の強化が必要であり、そのために必要な財源は、制度設計者である国が責任を持って確保するよう引き続き求めてまいります。

次に、子供に係る均等割保険料の軽減についてであります。

今回の国保制度改革を、国と地方が平成二十七年二月に合意する前の一月に、全国知事会は国に

対して、子育て支援の観点から、子供に係る均等割保険料の軽減の実施に向けて、真摯に検討することを求めたところであります。

これを受けまして、国と地方の協議の場である国保基盤強化協議会で検討が行われ、現行制度の趣旨や国保財政に与える影響等を考慮しながら、引き続き議論をしていくこととされました。

本県といたしましては、国保基盤強化協議会での議論の動向を注視しながら、国に対し、実施に向けた検討を働きかけているところであります。

なお、今回の制度改革に当たり実施されました国の公費拡充により、二十歳未満の被保険者数に着目した財政支援の拡充が図られたため、国から県に交付される特別調整交付金が、県全体で約六億円程度増額される見込みとなりましたことから、本年一月に各市町村にお示ししました平成三十年度の国保事業費納付金の算定におきましては、市町村ごとの過去の交付実績や子供の被保険者数を反映し、県への納付金額を減額しております。

次に、市町村における赤字の解消、削減の取り組みについてであります。

国から出されました国民健康保険保険者の赤字削減・解消計画の策定等についての通知では、市町村は計画的に赤字の削減、解消を図るため、赤字の削減、解消に向けた基本方針、目標設定、取り組み等について都道府県と協議を行った上で、赤字削減・解消計画を定めるとされております。また、赤字の削減、解消に当たっては、被保険者の負担水準に激変が生じないような時間軸を置きつつ、実現可能な削減目標値と具体策を十分に検討するものとされております。

県といたしましては、国の通知を基本に、愛知県国民健康保険運営方針で定めた手順に基づき、赤字削減、解消の取り組みを進めることとしております。

具体的には、市町村に対する県の聞き取り等により、平成三十年度以降も継続して赤字の発生が見込まれる市町村は、医療費水準、収納率など、赤字の要因分析及び必要な対策の検討を行い、赤字削減・解消の計画案を作成し、当該市町村は、県とこの計画案を十分協議、精査した上で、赤字削減、解消の目標年次及び赤字解消に向けた取り組みの計画を定めることとしております。

【わしの恵子議員】

答弁いただきました。 要望したいと思います。

まず、子供の均等割保険料の軽減について、特別調整交付金として約六億円が増額される見込みとなるということでした。各市町村にはその納付金額に反映されるということですので、その分については納付金の引き下げにつながると考えておりますのでよろしくお願ひします。

そして、国保の赤字削減・解消計画の策定等については、県が定めた運営方針において、被保険者の保険料、税負担が短期間で著しく増加しないよう配慮されるということですので、赤字市町村とはしっかりと話し合っていていただいて、市町村の法定外繰り入れについては継続してできるよう要望して、質問を終わります。